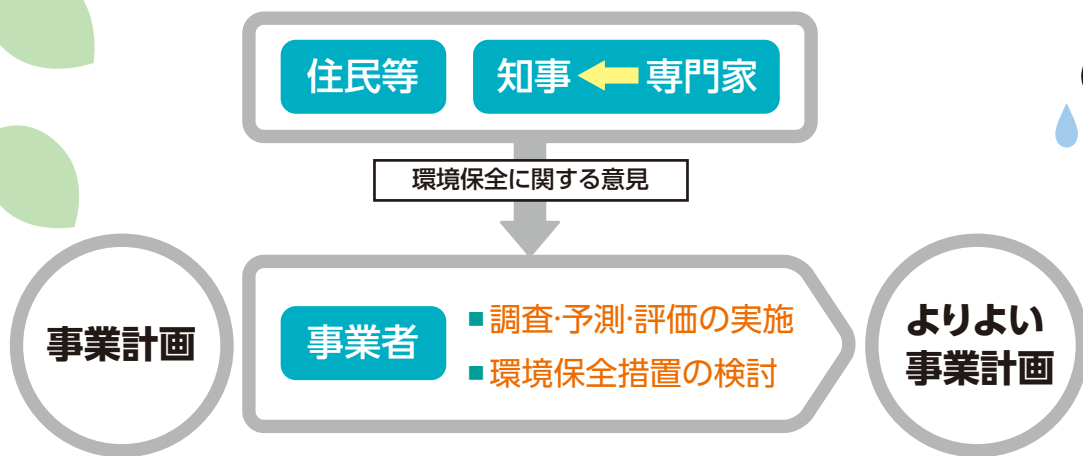


# 環境アセスメント

## 埼玉県環境影響評価制度のあらまし

### 事業の実施段階における環境影響評価の流れ



### 「環境影響評価」とは

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、その事業の実施前に事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、これを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

埼玉県では、昭和56年6月から埼玉県環境影響評価に関する指導要綱に基づく手続を開始しました。現在は、事業の実施段階における環境影響評価手続は埼玉県環境影響評価条例（平成7年8月施行）により、また、事業計画段階の環境影響評価は埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成14年4月施行）により実施しています。

# 環境影響評価の手順

事業者

知事

住民

環境影響評価  
調査計画書

調査計画書の作成

説明会の開催

意見概要

公告・縦覧  
(1か月)



意見  
②

①

市町村長意見

④

技術審議会答申

⑤

知事意見

③

調査・予測・評価  
の実施

準備書の作成

説明会の開催

見解書

意見書の写し

見解書の写し

公告・縦覧  
(1か月)



意見  
②

①

市町村長意見

④

技術審議会答申

⑤

公聴会の開催

⑥

知事意見

③

公述

環境影響評価  
準備書

評価書の作成

公告・縦覧  
(2週間)

環境影響  
評価書

事業着手

環境保全措置実施  
状況報告(3か月ごと)

⑦

事後調査書の作成

公告・縦覧  
(1か月)



意見  
②

①

住民意見書の写し

見解

市町村長意見

④

技術審議会答申

⑤

知事意見

③

※住民意見提出があった場合のみ

環境影響評価  
手続

事後調査  
手続

# 対象事業

1	道路	新設	高速道路	すべての事業
			自動車専用道路	車線数4[2]以上
			その他の道路	車線数4[2]かつ長さ5[2]km以上
		改築	林道	幅員6.5mかつ長さ2km以上
			高速道路	車線数が増加するもの
			自動車専用道路	車線数が増加するもの
			その他の道路	車線数4[2]かつ長さ5[2]km以上
2	ダム又は放水路の新築	ダム	湛水区域の面積50[30]ha以上	
		放水路	土地の改変面積50ha以上	
3	鉄道又は軌道の建設及び改良	建設	すべての事業	
			改良	高架化
		増設		長さ5km以上
		その他施設の設置	施行区域の面積20ha以上	
4	飛行場の設置及びその施設の変更	飛行場の設置	すべての事業	
		飛行場の変更	滑走路の長さ500m以上	
		ヘリポートの設置・変更	滑走路の長さ30m以上	
5	工場の設置及びその施設の変更	①施行区域の面積20ha以上 ②1時間当たりの排出ガス量(ガスタービンは重油換算)40,000Nm <sup>3</sup> 以上 ③1日当たりの排出水量5,000m <sup>3</sup> 以上		
6	廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更	ごみ処理施設	1日当たりの処理能力200t以上	
		し尿処理施設	1日当たりの処理能力250kℓ以上	
		最終処分場	施行区域の面積10ha以上	
		産業廃棄物中間処理施設	①1時間当たりの排出ガス量40,000Nm <sup>3</sup> 以上 ②1日当たりの排出水量5,000m <sup>3</sup> 以上	
7	下水終末処理場の設置及びその施設の変更	施行区域の面積20ha以上		
8	高層建築物の建築	高さ100m以上又は工作物の最高部までの高さ112m以上		
9	住宅団地の造成	施行区域の面積50ha以上 (施行区域の50%以上が森林、湖沼又は湿原の場合は20ha以上)		
10	工業団地の造成	施行区域の面積20ha以上		
11	研究用土地の造成	施行区域の面積20ha以上		
12	流通業務施設用地の造成	施行区域の面積20ha以上		
13	スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成	施行区域の面積50ha以上 (施行区域の50%以上が森林、湖沼又は湿原の場合は20ha以上)		
14	墓地又は墓園の造成	施行区域の面積50ha以上 (施行区域の50%以上が森林、湖沼又は湿原の場合は20ha以上)		
15	学校用地の造成	施行区域の面積20ha以上		
16	浄水処理施設の造成	施行区域の面積20ha以上		
17	変電所用地の造成	施行区域の面積20ha以上		
18	土石の採取	掘削面積30ha以上		
19	複合事業	(9～13のいずれか2以上の事業が併せて行われる場合)※		
20	土地区画整理事業	施行区域の面積50ha以上※		

# 調査・予測・評価の項目

- 大気質
- 騒音・低周波音
- 振動
- 悪臭
- 水質
- 水象
- 土壌
- 地盤
- 地象
- 動物
- 植物
- 生態系
- 景観
- 自然とのふれあいの場
- 史跡・文化財
- 日照障害
- 電波障害
- 風害
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等
- 放射線の量

※この表の詳細は、埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第1を参照してください。  
[ ]内は、鳥獣保護区の特別保護地区や国立公園、国定公園の特別地域などの「特別の地域」で事業を行う場合に適用されます。  
複合事業及び土地区画整理事業については、事業の内容により、施行区域の面積が20ha以上の場合に対象となる可能性があります。

## ④環境影響評価調査計画書

事業の目的、内容、実施区域、その周辺の社会的・自然的状況の概況、調査・予測・評価を実施する項目及びその方法を調査計画書に記載します。

## ⑤環境影響評価準備書

調査計画書への住民及び知事の意見に対する事業者の見解、調査の結果、予測・評価の内容、環境保全のための措置、事後調査の計画等を準備書に記載します。

## ⑥環境影響評価書

準備書への住民及び知事の意見等を踏まえ、調査の結果、予測・評価の内容の妥当性を再度検討し、準備書の記載事項に修正を加えて評価書を作成します。

## ⑦事後調査書

評価書に示した事後調査計画に基づき、工事中及び供用開始後の環境の状況について検証し、事後調査書に記載します。

## ⑧公告・縦覧

知事が、県報等により縦覧の場所等を告示します。

縦覧は関係市町村の担当窓口、県の環境政策課等で行います。また、事業者及び埼玉県のホームページにも図書を公表します。

## ⑨住民意見

調査計画書、準備書及び事後調査書に対して、誰でも環境の保全の見地から意見を述べるすることができます。

意見書の提出期間は、調査計画書と準備書は縦覧期間中及び縦覧期間後2週間、事後調査書は縦覧期間中です。

## ⑩知事意見

調査計画書、準備書及び事後調査書に対する住民、関係市町村長、環境影響評価技術審議会からの意見を踏まえて、知事は事業者に対して環境の保全の見地からの意見を述べます。

## ⑪関係市町村(関係地域)

事業の実施に伴い、環境に影響を及ぼすおそれのある地域で、事業ごとに事業実施区域の周囲1km～5kmの範囲が含まれます。

## ⑫環境影響評価技術審議会

知事の諮問に応じて環境影響評価、事後調査等に関する事項を調査審議するため、学識経験者で構成する審議会を設置しています。

## ⑬公聴会

知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、各関係市町村で公聴会を開催します。

## ⑭環境保全措置実施状況報告書

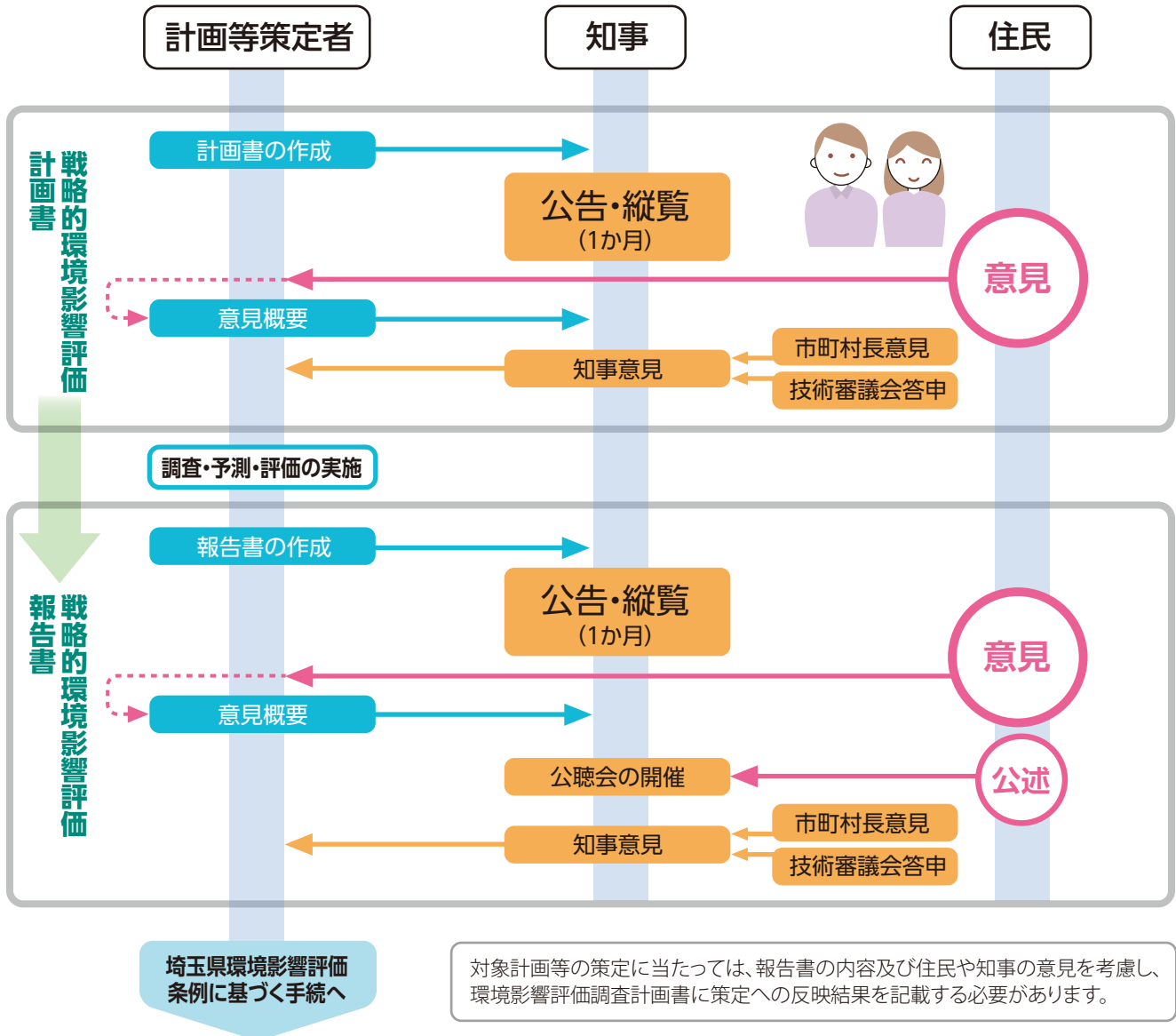
事業の着手から完了までの間、事業者は評価書に記載した環境保全のための措置について、その実施状況を3か月ごとに知事に報告する必要があります。

## 参考 戦略的環境影響評価制度

※原則として県の計画のみが対象です。市町村の同意がある場合は、市町村が策定する計画もこの手続を適用します。

戦略的環境影響評価制度は、事業の計画立案段階において、計画等策定者が、社会経済面の効果や環境面の影響を調査・予測・評価し、その内容を公開することで、幅広く環境配慮のあり方を検討し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すものです。

対象計画等の原案は、通常の計画策定過程において検討しているものの中から複数設定します。



環境影響評価制度の詳細、事例、手続の進捗状況等はホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/index.html>

さいたま市内で  
実施される事業

さいたま市は、環境影響評価に関する独自の条例を定めているため、さいたま市内で実施される事業については、県の条例は原則として適用されません。

お問合せ窓口

埼玉県環境部環境政策課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL048-830-3041 FAX048-830-4770

E-mail a3010-03@pref.saitama.lg.jp

